

第 18 回会計検査院契約監視委員会定例会議議事概要

開催日	平成28年7月19日(火)	
場所	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会議室	
出席委員氏名	委員長 松島 桂樹(法政大学大学院デザイン工学研究科 客員教授)	
	委員 稲生 信男(早稲田大学社会科学総合学術院 教授)	
	委員 長村 彌角(公認会計士 有限責任監査法人トーマツ パートナー)	
抽出案件	6 件	(備考) 抽出案件の審議のほかに、契約の状況、指名停止の運用状況、少額随意契約の状況、会計検査院情報システム全体の概要等について説明を行い、その後質疑を行った。
(内訳)		
一般競争契約	5 件	
指名競争契約	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

1. 委員長及び委員長代理の選出 委員長の互選を行い、松島委員が委員長として選任された。松島委員長から稲生委員が委員長代理に指名された。	
2. 抽出委員の指定 長村委員を抽出委員に指定した。	
3. 平成27年度(下半期)における契約の状況等について 会計検査院側より、契約の現状、指名停止の運用状況、少額随意契約の状況、会計検査院情報システム全体の概要等について説明を行った。	
意見・質問	回 答
指名停止の運用状況 ・指名停止処分を行う場合、全省庁共通で行うことになるのか。また、指名停止処分を行う際の基準は設けられているのか。	・指名停止処分は、各省庁それぞれの判断で行っており、全省庁共通ではない。本事案については、他のいくつかの省庁においても指名停止処分を行っている旨把握している。また、指名停止処分を行う際の基準は、本院の内部規程において定めており、当該規程に基づき判断することとしている。
4. 案件の審議 会計検査院情報システム運用継続計画(会計検査院ネットワーク等)策定支援業務を含む6件を審議した。 審議の内容は次のとおりである。	
意見・質問	回 答
<u>(1) 会計検査院情報システム運用継続計画(会計検査院ネットワーク等)策定支援業務(一般競争契約)</u> ・本業務をこの時期に行う理由は何か。	・本院は、既に会計検査院業務継続計画及び新型インフルエンザ等対応会計検査院業務継続計画について作成しており、それらの中で情報システム等の運用を維持することの必要性を掲げている。その上で、サイバー攻撃等による予期せぬシステム停止が発生した際の対応について検討し、本院における情報システムの継続性の強化、適切な維持管理をしていく必要があるためである。

・本業務の入札に当たり、入札関係書類交付者数に対して、応札者数が大きく減っているが、その原因をどのように考えるか。

(2) 会計検査院情報セキュリティに関する第三者評価実施業務（一般競争契約）

・本業務をこの時期に行う理由は何か。また、どのような間隔で行っているのか。

・本件の仕様書は、事業者の資格要件をかなり限定していて、特定の事業者のみを対象としているものになっていないか。

(3) 電子証拠書類等管理システム（EVANSS）ハードウェア導入・賃貸借等業務（一般競争契約）

・仕様書の作成に当たり、意見招請手続を行っているが、事業者からの意見は実際に仕様書に反映されているのか。

・仕様書によると、本業務の関連業務として決算確認システム（CEFIAN）改修業務が含まれているが、具体的にどのように関係してくるのか。

・入札関係書類交付者数に対して、応札者数が減っている原因については、定かではないが、本院としては、多くの事業者が応札できるよう仕様書を作成しているところである。

・本業務は、官公庁等において情報漏洩問題等の情報セキュリティ事案が発生していることを受け、今回初めて実施した。

・仕様書での参加資格要件の設定に当たっては、業務内容を勘案し、過度の制約とならないよう留意しているところである。

・意見招請を行った結果、複数の事業者から、様々な意見をいただいたところであり、これらの意見を参考に仕様書の作成を行った。

・現在、各省庁からの計算書は、CEFIANにより受入れており、今後、証拠書類についても、計算書とともに一旦CEFIAN宛てに送付してもらい、証拠書類だけEVANSSに転送するという構想であることから、CEFIANの改修業務が必要となる。

(4) ネットワーク機器設定追加変更業務（会計検査院ネットワークに係る個人用ファイルサーバの設定変更業務）（随意契約）

・本業務は再委託及び再々委託されているが、それぞれの業務の内容を契約締結時にどのように審査、確認しているか。

(5) 次期会計検査院ネットワーク構築等に係る一部要件定義作成等業務（一般競争契約）

(6) 次期会計検査院ネットワーク構築等に係る要件定義、調達支援及び工程管理等業務（一般競争契約）

・(5)と(6)の要件定義作成業務の切り分けはどのような基準で行ったのか。

・(5)の業務の落札率が低くなった原因をどのように考えるか。

・本業務は、事業者のグループ会社内で再委託、再々委託されたものであり、本院の内部規程に基づき、所定の申請書の提出を受け、その内容を確認し承認している。今後も再委託、再々委託に係る審査については慎重に行っていきたい。

・(5)の業務については、(6)の入札に有利に働かない範囲で、業務上、先行して実施すべきものを切り分けて実施した。

・業務の落札率が低くなった原因については、事業者の都合によるところであり定かではないが、業務の遂行に影響がないことは、確認している。